

令和5年度福島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,846,904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,670,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		185,333	10,906	196,239
	1 財産運用収入	185,333	10,906	196,239
2 繰入金		43,638,734	12,835,998	56,474,732
	1 一般会計繰入金	25,953,401	12,825,092	38,778,493
	2 基金繰入金	17,685,333	10,906	17,696,239
歳入合計		77,824,067	12,846,904	90,670,971

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		77,824,067	12,846,904	90,670,971
	1 公 債 費	77,824,067	12,846,904	90,670,971
歳 出 合 計		77,824,067	12,846,904	90,670,971

令和5年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島県土地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,828,720千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ471,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,650,215	△1,456,788	193,427
	1 財産運用収入	215	△36	179
	2 財産売払収入	1,650,000	△1,456,752	193,248
2 繰入金		1,650,000	△1,371,931	278,069
	1 基金繰入金	1,650,000	△1,371,931	278,069
3 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳入合計		3,300,216	△2,828,720	471,496

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 基金管理費		216	△37	179
	1 基金管理費	216	△37	179
2 土地取得事業費		1,650,000	△1,371,931	278,069
	1 公共用地取得事業費	1,650,000	△1,371,931	278,069
3 繰 出 金		1,650,000	△1,456,752	193,248
	1 基金繰出金	1,650,000	△1,456,752	193,248
歳 出 合 計		3,300,216	△2,828,720	471,496

令和5年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,496,109千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175,600,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		48,696,353	△2,511,960	46,184,393
	1 負 担 金	48,696,353	△2,511,960	46,184,393
2 国 庫 支 出 金		52,113,552	△332,931	51,780,621
	1 国 庫 負 担 金	30,847,618	524,396	31,372,014
	2 国 庫 補 助 金	21,265,934	△857,327	20,408,607
4 前期高齢者交付金		59,171,571	△649,212	58,522,359
	1 前期高齢者交付金	59,171,571	△649,212	58,522,359
5 共同事業交付金		353,634	△161,809	191,825
	1 共同事業交付金	353,634	△161,809	191,825
6 財 産 収 入		617	△253	364
	1 財 産 運 用 収 入	617	△253	364
7 繰 入 金		13,005,613	1,947,418	14,953,031
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,573,383	△274,510	10,298,873

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	2,432,230	2,221,928	4,654,158
8 繰越金		3,647,396	101,489	3,748,885
	1 繰越金	3,647,396	101,489	3,748,885
9 諸収入		107,692	111,149	218,841
	4 雑入	107,692	111,149	218,841
歳入合計		177,096,428	△1,496,109	175,600,319

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		87,577	△320	87,257
	1 総 務 管 理 費	75,634	801	76,435
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	11,290	△1,121	10,169
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		137,933,164	△1,214,646	136,718,518
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	137,933,164	△1,214,646	136,718,518
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		25,427,743	△228,808	25,198,935
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	25,427,743	△228,808	25,198,935
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		82,451	△20,522	61,929
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	82,451	△20,522	61,929
5 介 護 納 付 金		8,015,727	△25,186	7,990,541
	1 介 護 納 付 金	8,015,727	△25,186	7,990,541
6 病 床 転 換 支 援 金 等		848	△809	39
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	848	△809	39
7 共 同 事 業 拠 出 金		432,211	△162,809	269,402

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 共同事業拠出金	432,211	△162,809	269,402
9 保健事業費		118,282	△50,898	67,384
	1 保健事業費	118,282	△50,898	67,384
10 基金積立金		617	2,892,915	2,893,532
	1 基金積立金	617	2,892,915	2,893,532
12 諸支出金		3,817,808	△2,702,581	1,115,227
	1 償還金及び還付加算金	3,754,951	△2,708,001	1,046,950
	2 市町村助成金	62,857	5,420	68,277
13 繰出金		0	17,555	17,555
	1 繰出金	0	17,555	17,555
歳出合計		177,096,428	△1,496,109	175,600,319

令和5年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,099千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		179,849	1,057	180,906
	1 繰越金	179,849	1,057	180,906
3 諸収入		68,744	△3,156	65,588
	2 貸付金元利収入	68,604	△3,156	65,448
歳入合計		253,813	△2,099	251,714

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		253,813	△2,099	251,714
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	253,813	△2,099	251,714
歳 出 合 計		253,813	△2,099	251,714

令和5年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第3号）

令和5年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,443,980千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,804,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		9,809	△2,758	7,051
	1 繰越金	9,809	△2,758	7,051
3 諸収入		351,199	22,446,738	22,797,937
	2 貸付金元利収入	351,169	20,343,385	20,694,554
	3 雑入	23	2,103,353	2,103,376
歳入合計		361,008	22,443,980	22,804,988

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費 貸 付 事 業		329,671	22,446,750	22,776,421
	1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費	329,671	22,446,750	22,776,421
2 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 費 貸 付 事 業		31,337	△2,770	28,567
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 費	31,337	△2,770	28,567
歳 出 合 計		361,008	22,443,980	22,804,988

令和5年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,243千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 業 務 勘 定 収 入		1,137	1,243	2,380
	2 繰 越 金	1,135	1,243	2,378
歳 入 合 計		263,684	1,243	264,927

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 林業・木材産業改善資金		263,684	1,243	264,927
	2 業 務 勘 定	1,137	1,243	2,380
歳 出 合 計		263,684	1,243	264,927

令和5年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500,812千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,079,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2	△2	0
	1 負担金	2	△2	0
2 使用料及び手数料		515,901	34,417	550,318
	1 使用料	515,901	34,417	550,318
3 財産収入		711,641	16,669	728,310
	1 財産売却収入	1	△1	0
	2 財産運用収入	711,640	16,670	728,310
4 繰入金		5,984,475	△529,159	5,455,316
	1 一般会計繰入金	5,984,475	△529,159	5,455,316
5 繰越金		1	102,086	102,087
	1 繰越金	1	102,086	102,087
6 諸収入		0	109,677	109,677
	1 雑収入	0	109,677	109,677

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県債		5,368,200	△234,500	5,133,700
	1 県債	5,368,200	△234,500	5,133,700
歳入合計		12,580,220	△500,812	12,079,408

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		5,306,986	△489,746	4,817,240
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	1,420,226	△16,424	1,403,802
	2 荷 役 機 械 整 備 費	3,763,678	△462,233	3,301,445
	3 上 屋 管 理 運 営 費	44,836	△2,100	42,736
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	78,246	△8,989	69,257
2 相馬港港湾整備事業費		7,254,539	△11,066	7,243,473
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	7,213,330	△10,418	7,202,912
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	9,429	△98	9,331
	4 荷 役 機 械 整 備 費	28,306	△550	27,756
歳 出 合 計		12,580,220	△500,812	12,079,408

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 相馬港港湾整備事業費			1,353,558
	1 ふ頭埋立造成費		1,353,558
		災害復旧費	1,353,558
合	計		1,353,558

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふ頭埋立造成費 (小名浜港港湾 整備事業費)	249,800	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	244,300	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
荷役機械建造費 (小名浜港港湾 整備事業費)	1,522,400				1,293,800			
災害復旧費 (相馬港港湾 整備事業費)	3,342,000				3,341,600			
計	5,114,200				4,879,700			

令和5年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島県証紙収入整理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,797,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		2,905,098	△168,455	2,736,643
	1 証紙収入	2,905,098	△168,455	2,736,643
2 繰越金		54,210	6,972	61,182
	1 繰越金	54,210	6,972	61,182
歳入合計		2,959,309	△161,483	2,797,826

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		2,924,163	△161,483	2,762,680
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,924,163	△161,483	2,762,680
歳 出 合 計		2,959,309	△161,483	2,797,826

令和5年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78,354千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ327,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		100	24	124
	1 財産運用収入	100	24	124
3 繰入金		111,199	△73,509	37,690
	1 一般会計繰入金	79,720	△49,031	30,689
	2 基金繰入金	31,479	△24,478	7,001
5 諸収入		293,485	△4,869	288,616
	2 貸付金元利収入	293,419	△7,051	286,368
	3 雑収入	65	2,182	2,247
歳入合計		406,036	△78,354	327,682

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		406,036	△78,354	327,682
	1 奨学資金貸付事業費	406,036	△78,354	327,682
歳 出 合 計		406,036	△78,354	327,682

令和5年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の管渠費6,200千円、下水処理場費12,000千円の財源に充てるため、企業債18,200千円を借り入れる。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	9,391,437千円	1,931,288千円	11,322,725千円
第1項 営 業 収 益	4,473,029千円	△782,391千円	3,690,638千円
第2項 営 業 外 収 益	4,487,714千円	273,136千円	4,760,850千円
第3項 特 別 利 益	430,694千円	2,440,543千円	2,871,237千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	9,553,880千円	2,643,622千円	12,197,502千円
第1項 営 業 費 用	8,744,989千円	△762,527千円	7,982,462千円
第3項 特 別 損 失	589,115千円	3,406,149千円	3,995,264千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,176千円は、過年

度分損益勘定留保資金29,176千円で補填するものとする。)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	2,666,299千円	△42,746千円	2,623,553千円
第1項 企 業 債	368,300千円	△25,900千円	342,400千円
第2項 補 助 金	885,000千円	11,773千円	896,773千円
第4項 負 担 金	628,759千円	△28,620千円	600,139千円
第5項 固定資産売却代金	0千円	1千円	1千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,695,785千円	△43,056千円	2,652,729千円
第1項 建 設 改 良 費	1,566,496千円	△43,063千円	1,523,433千円
第4項 国庫補助金返還金	1千円	7千円	8千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
建設改良費	368,300千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮	

	補	正	後	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	342,400千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
管渠費	6,200千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、利率の見直しを行った後にお	起債日から10年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

いては、当
該見直し後
の利率)

下 水 処 理 場 費 12,000千円 同 上 同 上 同 上

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	205,068千円	△2,297千円	202,771千円

令和5年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間総給水量	321,746,040立方メートル	789,996立方メートル	322,536,036立方メートル
(3) 一日平均給水量	881,496立方メートル	△250立方メートル	881,246立方メートル

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,849,800千円	△40,524千円	2,809,276千円
第1項 営業収益	2,548,139千円	17,960千円	2,566,099千円
第2項 営業外収益	293,348千円	△110,901千円	182,447千円
第3項 特別利益	8,313千円	52,417千円	60,730千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,949,256千円	△285,178千円	2,664,078千円

第1項 営業費用	2,841,075千円	△297,443千円	2,543,632千円
第2項 営業外費用	107,776千円	△24,352千円	83,424千円
第3項 特別損失	405千円	36,617千円	37,022千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,058,148千円は、過年度分損益勘定留保資金1,058,148千円で補填するものとする。)

科目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	2,406,007千円	△326,304千円	2,079,703千円
第1項 企業債	2,406,000千円	△440,000千円	1,966,000千円
第2項 国庫支出金	1千円	113,549千円	113,550千円
第4項 固定資産売却代金	2千円	147千円	149千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,523,898千円	△386,047千円	3,137,851千円
第1項 建設改良費	2,803,939千円	△340,944千円	2,462,995千円
第2項 企業債等償還金	719,958千円	△45,103千円	674,855千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

補 正 前

款	項	事業名	総額	年度	年割額					
1	資本的支出	1	建設改良費	高柴ダム HBV・バイパス管更新工事 (磐城工業用水道)	177,750千円	令和3年度	100,000千円			
						令和4年度	10,000千円			
						令和5年度	67,750千円			
					300,000千円	令和3年度	75,000千円			
						令和4年度	25,000千円			
						令和5年度	200,000千円			
					300,000千円	令和4年度	40,000千円			
						令和5年度	260,000千円			
					300,000千円	令和4年度	70,000千円			
						令和5年度	230,000千円			
							補	正	後	
					款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1	建設改良費	高柴ダム HBV・バイパス管更新工事 (磐城工業用水道)	175,904千円	令和3年度	100,000千円			
						令和4年度	10,000千円			
						令和5年度	65,904千円			
					277,739千円	令和3年度	75,000千円			
						令和4年度	25,000千円			
						令和5年度	177,739千円			

導水管布設工事（添野接続） （磐城工業用水道）	295,000千円	令和4年度	40,000千円
		令和5年度	255,000千円
機械設備更新工事（沈殿池） （相馬工業用水道）	265,148千円	令和4年度	70,000千円
		令和5年度	195,148千円

（企業債の補正）

第6条 企業債を次のとおり補正する。

		補		正		前	
起債の目的	限度額		起債の方法		起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	2,406,000千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他			
		補		正		後	
起債の目的	限度額		起債の方法		起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	1,966,000千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行	普通貸借又は債券発行	年10%以内（ただし、	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条

	2 借入資金	債券の発行価格は、知事が定める。 政府資金その他	利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
--	--------	-----------------------------	---	--

(一時借入金の限度額の補正)

第7条 一時借入金の限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
412,824千円	[△] 35,315千円	377,509千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	281,106千円	[△] 2,355千円	278,751千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
30,000千円	[△] 9,790千円	20,210千円

令和5年度福島県地域開発事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 地域開発事業費用	12,916千円	△2,610千円	10,306千円
第1項 営業費用	7,856千円	△2,610千円	5,246千円

令和5年度福島県立病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度福島県立病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
患 者 数			
入院患者 年間患者数	64,269人	△17,123人	47,146人
1日平均患者数	176人	△47人	129人
外来患者 年間患者数	123,928人	△17,550人	106,378人
1日平均患者数	510人	△73人	437人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	8,855,372千円	△7,084千円	8,848,288千円
第1項 医業収益	3,397,748千円	△571,056千円	2,826,692千円
第2項 医業外収益	5,456,998千円	527,491千円	5,984,489千円

第3項 特別利益	626千円	36,481千円	37,107千円
支 出			
第1款 病院事業費用	9,069,797千円	△197,151千円	8,872,646千円
第1項 医業費用	8,893,666千円	△211,616千円	8,682,050千円
第2項 医業外費用	162,158千円	4,332千円	166,490千円
第3項 特別損失	13,973千円	10,133千円	24,106千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額68,637千円は、過年度分損益勘定留保資金68,637千円で補填するものとする。)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	3,156,826千円	△1,558千円	3,155,268千円
第1項 企業債	1,856,300千円	54,300千円	1,910,600千円
第2項 負担金	961,370千円	△1,558千円	959,812千円
第3項 補助金	201,962千円	△54,300千円	147,662千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,225,463千円	△1,558千円	3,223,905千円
第2項 企業債償還金	1,131,960千円	△1,558千円	1,130,402千円

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院新改築事業費	1,273,500千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

補		正		後	
起債の目的	限度額	起債の方法	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院新改築事業費	1,327,800千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

の利率)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	4,537,457千円	△139,706千円	4,397,751千円
交 際 費	833千円	85千円	918千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
868,521千円	△34,639千円	833,882千円